

お客さま 各位

株式会社エネクスライフサービス

電気需給約款（九州電力エリア版）の変更について

2019年4月1日付で以下の通り、電気需給約款（九州電力エリア版）の変更を実施致しますので、ご案内申しあげます。

1. 電気需給約款（九州電力エリア版）の変更内容

	変更前	変更後															
電気需給約款 （九州電力エリア版）	第2条 用語の定義 13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。	第2条 用語の定義 13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。） 第36条 第1項に定める賦課金をいいます。															
	第10条 電気料金メニュー 1. 標準プランB (4) 電気料金 (b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="209 1223 804 1514"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>17円19銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円69銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>25円63銭</td> </tr> </table> (c) 最低月額料金 (a) および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 <table border="1" data-bbox="209 1899 804 1948"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>309円66銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円19銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円69銭	上記超過1キロワット時につき	25円63銭	1 契約につき	309円66銭	第10条 電気料金メニュー 1. 標準プランB (4) 電気料金 (b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="871 1223 1466 1514"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワットにつき</td> <td>17円14銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>22円64銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>25円58銭</td> </tr> </table> (c) 最低月額料金 (a) および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 <table border="1" data-bbox="871 1899 1466 1948"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>309円06銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円14銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円64銭	上記超過1キロワット時につき	25円58銭	1 契約につき
最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円19銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円69銭																
上記超過1キロワット時につき	25円63銭																
1 契約につき	309円66銭																
最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円14銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円64銭																
上記超過1キロワット時につき	25円58銭																
1 契約につき	309円06銭																

第10条 電気料金メニュー

2. 標準プランC

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円19銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円69銭
上記超過1キロワット時につき	25円63銭

第10条 電気料金メニュー

2. 標準プランC

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	17円14銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円64銭
上記超過1キロワット時につき	25円58銭

別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出てください。

別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出てください。

別紙4 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格X、Yは別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格})$$

別紙4 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格 (平均燃料価格Ⅰ、平均燃料価格Ⅱ)

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰ及び平均燃料価格Ⅱは、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、単位は100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格Ⅰ} = A \times \alpha_{\text{Ⅰ}} + B \times \beta_{\text{Ⅰ}} + C \times \gamma_{\text{Ⅰ}}$$

$$\text{平均燃料価格Ⅱ} = A \times \alpha_{\text{Ⅱ}} + B \times \beta_{\text{Ⅱ}} + C \times \gamma_{\text{Ⅱ}}$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha_{\text{Ⅰ}}$ 、 $\beta_{\text{Ⅰ}}$ 、 $\gamma_{\text{Ⅰ}}$ 、 $\alpha_{\text{Ⅱ}}$ 、 $\beta_{\text{Ⅱ}}$ 、 $\gamma_{\text{Ⅱ}}$ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価 (燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ)

燃料費調整単価Ⅰ及び燃料費調整単価Ⅱは消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。また、燃料価格X ($X_{\text{Ⅰ}}$ 、 $X_{\text{Ⅱ}}$) 及びY ($Y_{\text{Ⅰ}}$ 、 $Y_{\text{Ⅱ}}$) は別表にて定めるものとします。

(a) 燃料費調整単価Ⅰ

①1キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰが基

(円)) × (2)の基準単価 / 1,000

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合平均燃料価格は、50,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (Y \text{円} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間

準価格 X_I 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価 I} = (X_I - \text{平均燃料価格 I (円)}) \times (2) \text{の基準単価 I} / 1,000$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が X_I 円を上回り、かつ、 Y_I 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価 I} = (\text{平均燃料価格 I} - X_I \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 I} / 1,000$$

③1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が Y_I 円を上回る場合平均燃料価格 I は、 Y_I 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (Y_I \text{円} - X_I \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 I} / 1,000$$

(b) 燃料費調整単価 II

①1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が基準価格 X_{II} 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価 II} = (X_{II} - \text{平均燃料価格 II (円)}) \times (2) \text{の基準単価 II} / 1,000$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が X_{II} 円を上回り、かつ、 Y_{II} 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価 II} = (\text{平均燃料価格 II} - X_{II} \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 II} / 1,000$$

③1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が Y_{II} 円を上回る場合平均燃料価格 II は、 Y_{II} 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価 II} = (Y_{II} \text{円} - X_{II} \text{円}) \times (2) \text{の基準単価 II} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II) の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格 I 及び平均燃料価格 II によって算定された燃料費調整単価 I 及び燃料費調整単価 II は、各平均燃料価格算定期間に対応する適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格 I、平均燃料価格 II 算定期間	燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月	その年の 6 月の検針日

毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	末日までの期間	から7月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
<p>※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。</p>		<p>※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。</p>	
<p>2. 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>		<p>2. 基準単価（基準単価Ⅰ、基準単価Ⅱ）</p> <p>基準単価Ⅰは、平均燃料価格Ⅰが1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価Ⅱは、平均燃料価格Ⅱが1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>	

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1490
	β	0.2575
	γ	0.7179
燃料価格	X	33,500
	Y	50,300
基準単価(1キロワット時につき)		17 銭 6 厘

ます。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に別紙 4 燃料費調整 1. (2) によって算定された燃料費調整単価 I 及び燃料費調整単価 II を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価 I} + \text{燃料費調整単価 II}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値	
係数	α_I	0.0053	
	β_I	0.1861	
	γ_I	1.0757	
	α_{II}	1.0000	
	β_{II}	0.0000	
	γ_{II}	0.0000	
燃料価格	X	X_I	27,400
		X_{II}	52,500
	Y	Y_I	41,100
		Y_{II}	78,800
基準単価	基準単価 I (1 キロワット時につき)	13 銭 4 厘	
	基準単価 II (1 キロワット時につき)	3 厘	